また、任命権者が行う研修は、指標を踏まえて策定されることとなる法第二十二条の四の教員研修計画に基づき実施されるものであることから、教員等の資質の向上が指標を基にして図られていくものであることを十分踏まえる必要がある。

加えて、協議会における協議を経た上で策定される指標及び当該指標を踏まえて策定される教員研修計画については、法第二十二条の三及び第二十二条の四の規定により、策定後遅滞なく公表するよう努めることとされているところ、指標や教員研修計画のみではなく、指標策定の過程等、協議会における協議に関する情報を積極的に公開することが望ましい。

さらに、地教行法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会が、その県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映することが重要である。とりわけ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）については、中核市の教育委員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮が必要である。

なお、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園等の教員等の指標の作成に当たっては、法附則第四条の規定により協議会における協議を要さないこととされている。この場合、教員等の資質の向上に向け指標の内容を充実させるよう、その内容について必要に応じ大学等の意見を聴取するとともに、法第二十三条に規定する初任者研修及び法第二十四条に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施する都道府県教育委員会等とも連携を図りながら指標を作成することが望ましい。

また、改正法による改正後の独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）第十条第二号の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構が指標の策定に関する専門的な助言を行うこととなっており、必要に応じてこれを有効に活用することが考えられる。

2　指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等

(1)　推進体制

指標の策定後、協議会の構成員のみならず、協議会の構成員となっていない教育関係者や民間企業等も含めて幅広い関係者の協力を得ながら、指標に基づく教員等の資質の向上を推進する体制を整備することが重要である。

(2)　指標の改善及び更新

社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標についても、様々な状況の変化に応じて不断の見直しを図ることが重要である。また、指標の内容を踏まえ、教員研修計画を策定し、実際に研修を実施する中で、実態に応じた、より実効性の高い指標に改善していくことが必要である。そのため、各地域の実情に応じ、定期的に指標を更新するなど、指標を中心とした教員等の資質の向上策に係るＰＤＣＡサイクルを機能させることが重要である。

(3)　他の計画等との関係

指標の策定や指標に基づく教員等の資質の向上を図るに際しては、地教行法第一条の三に規定する大綱、教育基本法第十七条第二項に規定する教育委員会が策定する基本的な計画等の各種計画との整合性を図ることが必要である。また、必要に応じて、地教行法第一条の四に規定する総合教育会議を活用することも考えられる。

○文部科学省告示第五十六号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）及び教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令による改正後の教育公務員特例法施行令第三条第三項第五号の規定に基づく十年経験者研修に係る在職期間から除算すべき期間の廃止）

第一条　教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令による改正後の教育公務員特例法施行令第三条第三項第五号の規定に基づく十年経験者研修に係る在職期間から除算すべき期間（平成十四年文部科学省告示第百十号）は、廃止する。

（文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件の一部改正）

第二条　文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（平成二十二年文部科学省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表一第十一号を次のように改める。

十一　独立行政法人教職員支援機構

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「四月十六日」を「四月一日」に、「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十七年後」を「十八年後」に改める。

第五条第一号中「五百三十四億八百七十一万一千円」を「五百四十六億八千八十八万四千円」に改め、同条第二号中「十五億九千百五十九万九千円」を「十六億二千四百七十二万四千円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。